

第9章 資本調達勘定の推計

1. 実物取引

(1) 総固定資本形成

第6章「3. 国内総固定資本形成」の項目を参照。

(2) 固定資本減耗

a. 減価償却費

通常の摩損および損傷（減価償却費）と火災、風水害等の偶発事故による価値の損失の通常に予想される額（資本偶発損）とから成る。

資本調達勘定における固定資本減耗は、人的接近法（会計的接近法）を主たる推計方法としているため、評価方法は取得時価格（簿価）を原則とする（ただし、一般政府の社会資本は再調達価格（時価）評価）。他方、貸借対照表勘定においては再調達価格（時価）で表示し、両者の差額は調整勘定に計上する。

(a) 非金融法人企業

i. 非金融民間法人企業

有形固定資産の固定資本減耗については、『法人企業統計調査』（財務省）の減価償却費から推計し、民間企業設備投資と同様に新設法人分の調整を行う。

また 93SNA において新たに無形固定資産として固定資本形成に計上されることとなったソフトウェアの固定資本減耗については、ソフトウェア投資額相当分の定額法償却により推計し、有形固定資産の減耗額に加算することで固定資本減耗総額を求める。

ii. 非金融公的企業

中央の公的企業設備については各機関の決算書類等から、地方の公的企業設備については『地方財政統計年報』（総務省）及び各機関の決算書類等から減価償却費及び取替資産関連の項目を求め、年度値を推計し、四半期計数は年度値を4等分する。

iii. 公的住宅

以下の（i）～（v）について年度計数を推計し、四半期計数は年度額を4等分する。

第9章 資本調達勘定の推計

(i) 公務員宿舎

以下のとおり中央政府及び地方政府それぞれで求めた宿舎面積に単位面積当たりの償却額を乗じて求める。

宿舎面積については、中央政府分は公務員宿舎賃貸料収入を公務員宿舎の家賃単価で除することにより求める。地方政府分は『公共施設状況調査』より求める。

単位面積当たりの償却額については、独立行政法人都市再生機構の決算書等から求めたものを利用する。

(ii) 公営住宅

国土交通省の業務資料から公営住宅の総面積を求め、(i)の単位面積当たりの償却額を乗じて求める。

(iii) 独立行政法人都市再生機構の住宅

独立行政法人都市再生機構の決算書類等から求める。

(iv) 地方住宅供給公社

各住宅供給公社の決算書類等から求める。

(v) 政府関係機関の職員住宅

国土交通省の業務統計により求める。

(b) 金融機関

産業別国内総生産の推計（付加価値法）における金融業及び保険業の減価償却費を用いる。金融業の減価償却費推計は、関係資料（損益計算書等）から求めた減価償却比率に補正率（第3章「4.（1）b. 固定資本減耗」を参照）を乗じた上で減価償却比率を求め、その比率を金融業の産出額に乗じて推計する。

保険業も同様である。

(c) 一般政府

第4章「1. 一般政府および政府サービス生産者関連項目の推計」参照

(d) 家計

i. 家計住宅

財務諸表に相当する資料が得られないため、『昭和45年国富調査』（経済企画庁）から算出した取得時価格表示純資産額に定率法減価償却比率を乗じることによって取得時価格（簿価）表示減価償却費を求める。

ii. 個人企業設備

農業については、『農業経営統計調査』（農林水産省）から、一農家あたりの農用建物、農機具、農用自動車、大動物の減価償却費を得、これに別途推計した農家戸数を乗じて求める。四半期計数は年度額を4等分する。

非農業については、各産業別に、家計住宅と同様、『昭和45年国富調査』（経済企画庁）から算出した取得時価格表示純資産額に定率法減価償却比率を乗じることによって取得時価格（簿価）表示減価償却費を求める。

(e) 対家計民間非営利団体

『民間非営利団体実態調査』（内閣府経済社会総合研究所）等から推計する。

b. 資本偶発損

資本偶発損については、通常に予想される範囲内の火災、風水害等の偶発事故による価値の損失であるため、非生命保険（68SNAでは損害保険）の原理によりカバーされるものである。従って、資本偶発損の推計については、各機関の決算書等の正味支払保険金に支払準備金純増額を加算した年度値を非生命保険金の分割比率を用い各制度部門へ分割する。四半期値については各制度部門別に推計した年度値を四等分して四半期値とする。

(3) 在庫品増加

第6章「4. 在庫品増加」における主体別在庫品増加を制度部門ごとに合計する。

(4) 土地の購入(純)

a. 推計の範囲

土地の購入(純)(以下、「土地純購入」という。)は、土地取引の収支の差引額(「購入額」－「売却額」)である。

ただし、土地取引に要する移転コスト(仲介者手数料、登記料等)は、固定資本形成として記録されるため含まれず、また、土地の開発・改良のための支出も有形非生産資産の改良として固定資本形成に記録されるため含まれていない。

土地取引は居住者間でのみ行われるものとする。「非居住者が土地を購入した場合」は、居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、非居住者はこの名目的な機関に対し土地の購入額に等しい金融資産を取得する(非居住企業の場合は「対内直接投資」、非居住個人の場合は「その他金融資産の取得」と擬制しているため、国内部門の土地純購入の合計は恒等的に「0」となる。

また、「居住者が海外の土地を購入した場合」には、非居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、居住者はこの名目的な機関に対し「対外直接投資等」を行うと擬制している。

第9章 資本調達勘定の推計

b. 制度部門別推計方法

(a) 非金融法人企業

i. 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の所有する土地は、「固定資産としての土地(事業用)」、「棚卸資産としての土地(販売用)」に分けられる。

(i) 固定資産としての土地(事業用)

ア. 『法人企業統計調査(四半期別調査)』(財務省)の土地購入額と売却額から年度及び暦年の土地純購入を推計する。(簿価ベース)

イ. 『法人企業統計年報』(財務省)から特別利益額に含まれている土地処分益を推計し、「(i)ア」から減じて土地純購入とする。(時価ベース)

(ii) 棚卸資産としての土地(販売用)

販売用土地面積の約9割が不動産業、建設業、運輸・倉庫・通信業、総合商社の4業種によって保有されているため、下記のとおり推計する。

ア. 『法人企業統計調査』の「不動産業、建設業、運輸業、卸売業」の棚卸資産額から、棚卸資産取引額(土地純購入)を推計する。

イ. 照会調査により棚卸資産に占める土地保有額の比率を推計し、「(ii)ア」に乗じて販売用の土地純購入を推計する。

ウ. 『企業の土地保有状況に関する調査』(国土交通省)から全業種の保有土地面積比率を推計し、上記4業種の販売用の土地純購入を割戻し、その他の業種を含めた土地純購入を推計する。

ii. 公的非金融企業

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益を加減算して推計する。地方公的企業分については、『地方財政統計年報』から推計する。

(b) 金融機関

i. 民間金融機関

土地資産額推計(第10章「2.(1)b.(a)土地 iii. 制度部門分割」参照)より得られる金融機関の都道府県別・用途別(店舗用地、社宅用地、その他用地)土地資産額を、用途別土地面積で割戻した単価に、都道府県別・用途別土地面積の増減を乗じて推計する。

ii. 公的金融機関

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益を加減算して推計する。

(c) 一般政府

土地購入額から土地売却額を差し引いて求める。

i. 土地購入額

中央政府及び社会保障基金については、総固定資本形成を推計する際に、『建設業務統計年報』（国土交通省）の工事種類別の用地比率を用いて控除される用地費分および決算書に示された不動産購入費を合計する。地方政府については、普通会計分は『地方財政統計年報』（総務省）の「用地取得費の状況」による額を計上し、下水道分については中央政府と同様に『建設業務統計年報』から推計している。

ii. 土地の売却額

中央政府、社会保障基金および地方政府とも土地売却収入に当たる項目を集計する。

(d) 家計(個人企業を含む)

国内全体では「土地購入額」と「土地売却額」は一致するため、家計の土地純購入は、国内全体の土地純購入(「0」)から、「(a)～(d)」の合計の土地純購入を引いた残差としている。

(e) 対家計民間非営利団体

土地資産額推計より得られる対家計民間非営利団体の各機関(学校、宗教、社会福祉)土地資産額を面積で割戻した単価に、面積の増減分をそれぞれ乗じて推計する。

(5) 資本移転等

中央政府については、受取は弁償及び違約金、満期後収入などで、支払では報償金、補償金、賠償償還及払戻金、資本補助金などを計上している。

地方政府については、普通建設事業費および災害復旧事業費におけるその他の補助金、繰出金、下水道事業の資本移転収支の該当項目を集計している。

推計上の便宜も考慮して資本移転は一般政府と他の制度部門との間だけに行われるものとみなし(ただし例外として、公的企業と他の制度部門との間の資本移転のうち、支払先と受取先の特定できるものを含む)、資本移転に該当する項目の性格を考慮し、制度部門の分割を行っている。

2. 金融取引

フローの勘定である取引推計は、ストック勘定と接合する形で推計しているため、第10章「2. (2) 金融資産及び負債」と併せて説明する。

(1) 推計方法の概要

a. 『資金循環統計』との整合性

金融資産・負債残高及び取引は、『資金循環統計』（日本銀行）を基礎資料とし、より精度の高い資料が入手できる場合は他の資料を用いて推計を行うことを原則とする。

93SNA と『資金循環統計』との相違点は次のとおり。

(a) 部門構成の相違（表9-1参照）

i. 非金融法人企業の「公的非金融企業」を「企業特別会計」、「公団等」、「地方公営企業」及び「地方公社」に区分する。

ii. 一般政府の「中央政府」の内訳部門として「うち一般会計・非企業特別会計」を表章する。〔68SNA では中央政府を「中央政府(事業団を除く)」「事業団」に分けて表章。〕

iii. 金融機関を「民間金融機関」、「公的金融機関」に区分し、公的金融機関では、財政融資資金に産業投資特別会計、都市開発資金融通特別会計を合せて「融資特別会計」として表章する。〔68SNA と同様〕

表9-1 93SNAの部門構成

制度部門	内 訳 部 門		
非金融法人企業	民間非金融法人企業		
	公的非金融企業	企業特別会計	
		公団等	
		地方公営企業	
		地方公社	
金融機関	中央銀行		
	民間金融機関	預金取扱機関	国内銀行
			中小企業金融機関等
			農林水産金融機関
			在日外銀
			合同運用信託
		保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関	公社債投信
			株式投信
			ファイナンス会社
			債権流動化にかかる特別目的会社・信託
			ディーラー・ブローカー 単独運用信託
	非仲介型金融機関		
	保険・年金基金	保 険	生命保険
			非生命保険
共済保険			
年金基金		企業年金 その他年金	
公的金融機関	預金取扱機関	郵便貯金	
		融資特別会計 政府金融機関等	
	保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関	簡易生命保険	
		公的保険・年金基金	
一般政府	中央政府		
	うち一般会計・非企業特別会計		
	地方政府 社会保障基金		
家 計			
対家計民間非営利団体			
海 外			

(b) 項目内容の相違 (表9-2 参照)

i. 「貨幣用金・SDR」を大項目とし、「貨幣用金」、「SDR」に区分する。

また、「その他の金融資産・負債」の内訳項目として、「外貨準備高(貨幣用金・SDRを除く)」を表章する。〔68SNAでは「金・SDR」、「外貨準備高(金・SDRを除く)」の区分表章。〕

表9-2 93SNAの金融資産・負債項目

大項目	内訳項目	
貨幣用金・SDR	貨幣用金	
	SDR	
現金・預金	現金	
	日銀預け金	
	政府預金	
	流動性預金	
	定期性預金	
	譲渡性預金	
	外貨預金	
	財政融資資金預託金	
貸出・借入	日銀貸出金・借入金	
	コール	
	買入・売渡手形	
	民間金融機関貸出・借入	住宅貸付・借入
		消費者信用
		その他
	公的金融機関貸出金・借入金	
		うち住宅貸付・借入
	非金融部門貸出金・借入金	
	消費者信用に含まれない割賦債権・債務	
現先・債券貸借取引		
株式以外の証券	政府短期証券	
	国債・財融債	
	地方債	
	政府関係機関債	
	金融債	
	事業債	
	居住者発行外債	
	コマーシャル・ペーパー	
	投資信託受益証券	
	信託受益権	
	債権流動化関連商品	
	抵当証券	
	株式・出資金	
うち株式		
金融派生商品	フォワード系	
	オプション系	
保険・年金準備金	保険準備金	
	年金準備金	
その他の金融資産・負債	外貨準備高（貨幣用金・SDRを除く）	
	預け金・預り金	
	企業間信用・貿易信用	
	未収金・未払金等	
	直接投資	株式資本
		再投資収益
		その他資本
	対外証券投資	
	その他対外債権・債務	
	その他	

ii. 『資金循環統計』では、「国債・財融債」の残高に交付国債、預金保険機構国債が含まれ、出資・拠出国債を含まず、取引には社会扶助給付、資本移転が含まれ、出資・拠出国債、交付国債、預金保険機構国債は含まれず、「その他対外債権・債務」に出資・拠出国債が含まれる。

iii. 「株式・出資金」の「うち株式」に上場・非上場株式を含み、『資金循環統計』では上場株式は「うち株式」、非上場株式が出資金に含まれているが、「株式・出資金」として全体の概念は一致する。

iv. 「直接投資」を「株式資本」、「再投資収益」、「その他資本」に区分する。

〔68SNA では「直接投資」合計のみ。〕

『資金循環統計』では「再投資収益」、「その他資本」を推計しておらず、対外直接投資に「株式資本」の額を表章し、対内直接投資(非居住者による国内企業の株式資本の取得)は「株式資本」の額を出資金(株式)の海外部門の資産側に含む。

b. すべての取引を結合

同一部門内の取引は、すべてグロスで表示(結合という)している。

〔68SNA では他部門との取引関係を明らかにするため原則として相殺(統合という)していた。〕

これにより他部門との取引関係が不明になった項目も一部あるが、各部門・項目の計数が実態に即したものとなった。

なお、金融資産・負債差額、純借入／純貸出(資金過不足)においてはどちらの方法を用いても計数に影響はない。

c. 推計手順

原則、各年度末の金融資産・負債残高表を作成し、次にその期中増減額を年度中の金融取引額とする。

暦年表は、年度表と同様の作成方法によるが、直接推計が困難な項目はそれぞれ関連資料を利用して年度計数を暦年計数に転換している。

各制度部門の推計方法は、次のように分けられる。

(a) 公的各部門(地方政府、地方公営企業、地方公社を除く)

各機関の決算書と金融資産・負債の照会調査結果の積上げによって推計する。

(b) 「(a)」以外の部門

原則として『資金循環統計』の計数を用いる。

第9章 資本調達勘定の推計

(2) 項目別推計方法(年度末値の推計)

a. 貨幣用金・SDR

貨幣用金・SDRは、『外貨準備等の状況』（財務省）を基に推計する。

ストックは、財務省公表のドルベースの金・SDRに『金融経済統計月報』（日本銀行）の外国為替相場、東京市場のインターバンクスポットレート(月末レート)で円表示に換算し数値を求める。

フローは、財務省公表のドルベースの金・SDRの月毎の差額に、インターバンクスポットレート(月中平均レート)を掛けて算出したものを12ヶ月積上げる。

また、当項目は保有部門を公表していないため、海外部門の負債側に総額を計上し、資産側は中央政府部門と中央銀行部門の「その他」項目に計上する。

b. 現金・預金

(a) 現金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金

上記「(1) c.」のとおり。

なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となるが、外貨預金における中央政府の資産側は、『資金循環統計』の計数を使用する。

(b) 日銀預け金

『資金循環統計』の計数をそのまま用いる。

(c) 政府預金

『財政金融統計月報』（財務省）の「政府預金残高の内訳」より総額を確定し、「国庫金残高内訳推移」を用いて資産側に配分する。

なお、中央政府の資産側が残差項目となる。

(d) 財政融資資金預託金

照会調査により得られた総額と保有部門の内訳の計数をそのまま用いる。

c. 貸出・借入

(a) 日銀貸出金・借入金、コール、買入・売渡手形、民間金融機関貸出・借入、現先・債券貸借取引

『資金循環統計』の計数をそのまま用いる。

民間金融機関貸出の総額は『資金循環統計』の計数を用い、一方、負債側は公的各部門については照会調査や決算書を積み上げた計数を用い、民間非金融法人企業を除くその他の部門については『資金循環統計』の計数を用いる。

なお、民間非金融法人企業の負債側は残差となる。

また、民間金融機関貸出の資金用途別内訳である「住宅貸付」、「消費者信用」については、『資金循環統計』の計数をそのまま用いているが、「その他」については「民間金融機関貸出」から「住宅貸付」と「消費者信用」を控除した計数を計上する。

- (b) 公的金融機関貸出金・借入金、非金融部門貸出金・借入金、消費者信用に含まれない割賦債権・債務

上記「(1) c.」のとおり。

民間非金融法人企業の負債側が残差項目となるが、割賦債権を除く社会保障基金の資産・負債については『資金循環統計』の計数を使用する。

公的金融機関貸出金・借入金の「うち住宅貸付・借入」は、住宅貸付を行っている機関の決算書等を用いて計数を確定する。

また、「不良債権の抹消」額は、各公的金融機関の損益計算書に記録されている「貸付金償却」額を抽出し、一方、償却される相手側の推計は、貸付金の償却額が残高に影響されるものという前提のもとに、各公的金融機関の貸出先比率によって民間非金融法人企業と家計(個人企業を含む)に按分する。

d. 株式以外の証券

- (a) 政府短期証券

資産側は『資金循環統計』の計数をそのまま用いる。

負債側は、『財政金融統計月報』により食糧管理特別会計、財政融資資金特別会計の発行する政府短期証券の残高を確定し、それぞれ「企業特別会計」、「融資特別会計」に計上し、残額を「中央政府」に計上する。

- (b) 国債・財融債

ストックは、『資金循環統計』の計数から発行総額を抽出し、この値に『国債統計年報』(財務省)により確定した交付国債・預金保護機構国債を加え総額を確定して中央政府と融資特別会計の負債側に計上する。

資産側は、『地方財政統計年報』(総務省)、『資金循環統計』、照会調査等の計数を用いて各部門の計数を求め、残額を国内銀行に計上する。

フローは、『資金循環統計』の中央政府負債、財政融資資金の負債の合算値から国債の取引総額を確定する。

資産側は、公的部門は前期末と当期末の残高の差額をフローの計数とし、残りの部門については『資金循環統計』の計数を用いて残額を国内銀行の計数とする。

- (c) 地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、コマーシャル・ペーパー、投資信託受益証券、債権流動化関連商品、抵当証券

第9章 資本調達勘定の推計

『資金循環統計』の計数を用いるが、地方債の負債側については、『地方財政統計年報』等を使用して、地方政府、地方公営企業、地方公社の計数を推計する。

政府関係機関債、金融債、事業債に関しては『資金循環統計』でカバーできない保有部門を決算書、照会調査等を用いて推計する。

(d) 居住者発行外債、信託受益権

上記「(1) c.」のとおり。

なお、居住者発行外債では海外の資産側、信託受益権では民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

e. 株式・出資金

(a) うち株式

上場株式と非上場株式に分けて推計している。

上場株式は、東京証券取引所、JASDAQ 証券取引所が集計した時価総額データを用いて総額を確定し、『資金循環統計』の「うち株式」の比率で資産側に配分している。

非上場株式は、類似業種比準方式に準じる方法で総額を確定する。

資産側の配分は、原則として公的部門を決算書、照会調査を用いて確定し、残額を『株式分布状況調査』（東京証券取引所）の比率を用いて民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に配分する。

負債は、民間金融機関について各金融業種別に時価総額を足し上げて推計し、すべての株式の時価総額から控除した残額を民間非金融法人企業に計上する。

フローも、上場株式と非上場株式に分けて推計する。上場株式は、『資金循環統計』の計数を用いて資産側、負債側に配分する。非上場株式は、資本金と資本準備金の増加分を確定して負債側に計上し、総額を確定する。

資産側は、決算書や照会調査から算出した残高差額を公的部門の取引額とし、残額を民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）の残高差額の比率に応じて按分し、各部門の計数として配分する。

(b) 出資金

政府出資金と民間出資金に分けて推計する。

政府出資金は、決算書、照会調査、『地方財政統計年報』、『資金循環統計』等を用いて推計している。

民間出資金は、『法人企業統計調査（年次別調査）』（財務省）の資本金 1,000 万円未満の会社の「資本金」、「資本準備金」部分を家計（個人企業を含む）から民間非金融法人企業への出資金とみなしている。

また民間金融機関への出資金については、中小企業金融機関等、農林水産金融機

関、共済保険が受けた出資金を『資金循環統計』と決算書等を用いて計数を求め負債側を確定し、それぞれの機関について妥当な出資元の資産側に配分する。

f. 金融派生商品

フォワード系、オプション系ともに『資金循環統計』の計数をそのまま用いる。

『資金循環統計』では資料の制約から平成12年7～9月期より取引額(フロー)を計上していないため、フローは「-」表章している。

g. 保険・年金準備金

保険準備金、年金準備金ともに『資金循環統計』の計数をそのまま用いる。

年金準備金は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(小規模企業共済勘定)について、『資金循環統計』は金融機関の内訳部門として公的・民間の区別をしていないので、当該機関の負債側の準備金を「その他年金」部門から除き、「公的保険・年金基金」に加算する。

h. その他の金融資産・負債

(a) 外貨準備高(貨幣用金・SDRを除く)

『資金循環統計』の「その他対外債権債務」の内訳である「うち金・SDR等」の総額(中央政府資産と中央銀行資産の合計)から、円ベースに換算された貨幣用金・SDRを控除することによりリザーブポジションの総額を求める。

貨幣用金・SDRと同様に当項目も保有部門を公表していないため、海外部門の負債側に総額を計上し、資産側は中央政府部門と中央銀行部門の「その他」項目に計上する。

取引額は、『外貨準備等の状況』のリザーブポジションの各月ごとの差額に、インターバンクスポットレート(ただし、ここでは月中平均値を使用)を乗じて各月の取引を計算し、それを足し上げることによって総額を求める。

資産側は残高と同じく「その他」項目に計上する。

(b) 預け金・預り金

上記「(1) c.」のとおり。

ただし、中央政府は『資金循環統計』の計数を用いる。なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

(c) 企業間信用・貿易信用

上記「(1) c.」のとおり。

ただし、中央政府(うち事業団分は除く)は『資金循環統計』の計数を用いる。なお、家計の負債側が残差項目となる。

第9章 資本調達勘定の推計

フローについてもストックの推計方法と同様であるが、公的非金融企業、事業団については前期末と当期末の残高の差額をフローの計数とする。

(d) 未収金・未払金等

上記「(1) c.」のとおり。

ただし、中央政府は『資金循環統計』の計数を用いる。なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

(e) 直接投資

対外直接投資は、『国際収支統計』(財務省、日本銀行)を用いて直接投資合計、その内訳である株式資本、再投資収益、その他資本の額を海外部門の負債として確定した後、『資金循環統計』を用い残高の比率で金融機関部門の資産側にそれぞれ配分し、残差を民間非金融法人企業とする。

対内直接投資については、『国際収支統計』を用いて直接投資合計、再投資収益、その他資本の額を確定し、すべて民間非金融法人企業との取引とする。

(『国際収支統計』の対内直接投資のうち「株式資本」については、「直接投資」に記録せず「株式」に計上している)

(f) 対外証券投資

上記「(1) c.」のとおり。

ただし、中央政府(うち事業団分は除く)は『資金循環統計』の計数を用いる。

なお、残差は『資金循環統計』の比率で民間非金融法人企業と家計(個人企業を含む)に配分する。

(g) その他対外債権・債務

『資金循環統計』の計数を用いるが、中央政府は、『国際収支統計月報(4月号)』に掲載される「対外資産負債残高」(取引額については『国際収支統計』)の計数から、『資金循環統計』で確定した政府金融機関分を控除して求めている。

海外の負債側の残高(対外純資産)は、「対外資産負債残高」の対外純資産に、海外の負債側の取引額は海外部門の純借入／純貸出(資金過不足)を、海外勘定の「経常対外収支・資本移転による正味資産の変動」の値に、それぞれ合致させるための調整を行っており、民間非金融法人企業の資産側が残差となる。

(h) その他

他の項目に含めることが出来ない項目や純借入／純貸出(資金過不足)等を調整するために設けられる項目が含まれる。

外貨準備のうち中央政府・中央銀行保有分、中央政府と中央銀行間の補助貨幣流通高とIMF通貨代用証券日銀保有高の振替調整額等が含まれる。

(3) 調整勘定の推計

調整勘定は、ストックにおける今年度と前年度の残高差額とフローとの差額が計上される。

原則、調整勘定そのものを推計することではなく、ストックとフローを推計する過程で計算されるが、公的金融機関貸出金・借入金については、各機関の貸付金の償却額を積上げている。

主な内容は次のとおり。

a. 再評価勘定

(a) 時価評価によりキャピタルゲイン・ロスが計上される場合

時価評価を行うことにより取引を伴わずに残高が増減する場合で、調整勘定の中で最も大きな部分を占める。

(例) 株式以外の証券、株式、金融派生商品、各対外取引項目

(b) 為替変動に起因したストックとフローの不接合を計上する場合

為替レートの変動による残高変化とその影響を除いたフローとの差額を計上。

(例) 対外取引項目

b. その他の資産量変動勘定

(a) 使用する資料のサンプル替え等のため計上される場合

ストック推計とフロー推計で使用する資料が異なる場合や、サンプル替え等の影響でストックの残高差額とフローの計数が異なる場合に計上。

(例) 非金融部門貸出金、企業間信用・貿易信用の一部、各対外取引項目

(b) 金融機関の貸出金償却をフローに計上しない場合

金融機関の貸出金償却をフローとしてではなく調整勘定として認識し計上。

(例) 民間金融機関貸出、公的金融機関貸出金

3. 純借入／純貸出と純借入／純貸出（資金過不足）¹

制度部門別資本調達勘定の実物取引と金融取引の各々のバランス項目である純貸出／純借入と純貸出／純借入（資金過不足）は概念上一致するが、実際には乖離が生じる。その理由としては、実物取引の推計において統計上の不突合が存在すること、実物取引と金融取引の推計資料および推計手法の相違等があげられる。

一国全体としては、制度部門別の純貸出／純借入の制度部門別合計に統計上の不突合を加えると純貸出／純借入（資金過不足）の制度部門別合計となり、海外に対する債権の変動として統合勘定の資本調達勘定に記載される。

$$\begin{aligned} \text{海外に対する債権の変動} &= \text{制度部門別の純貸出／純借入（資金過不足）の合計} \\ &= \text{制度部門別の純貸出／純借入の合計} + \text{統計上の不突合} \end{aligned}$$

¹ 純借入／純貸出と純借入／純貸出（資金過不足）は、貯蓄投資差額、資金過不足と呼ばれてきた。しかし、前者には資本移転の受払が含まれていることから、平成18年度確報及び平成18年版国民経済計算年報より名称変更することにし、後者も改めることとした。